

ふるさと納税（農林水産物返礼タイプ）支援サービス利用業務

業務提案審査要領

令和5年7月

岩手県

この「業務提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ふるさと納税（農林水産物返礼タイプ）支援サービス利用業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る業務提案の審査は、業務提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選定委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 選定委員会の開催期日及び場所

- (1) 選定委員会の開催期日（予定）
令和5年8月3日（木）
- (2) 開催場所（予定）
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
岩手県庁 P-3 会議室
※ プレゼンテーションの開始時間及び開催場所については、別途通知する。
※ プレゼンテーションの時間は、一者あたり30分間（説明20分/質疑応答10分）とする。

3 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目、審査の観点及び配点は別紙のとおりとする。

4 審査項目及び配点

- (1) 審査は、参加者から提出された業務提案書等及び参加者による選定委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が6者以上となる場合には、県が、「業務提案審査要領」で定める審査項目により一次審査を行い、上位と評された5者により、選定委員会において審査を行う。なお、参加

者が5者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(3) 選定委員会の委員は、業務提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。

(4) (3)の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付け、審査会で合計した順位点の総得点により順位を付し、岩手県に報告する。

なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選定委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。

(5) 参加者が1者のみであった場合にも、選定委員会において(1)のとおり審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

【採点基準】

評 価	配点
非常に優れている	10
優れている	8
問題はない（中位点）	6
やや問題がある（一部修正が必要）	4
問題がある（大幅な修正が必要）	2
採用できない	1

5 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に書面で郵送により通知する。

【別紙】

審査基準及び配点

審査項目（審査の視点）		配点
1 業務の趣旨、内容の理解度		
①	・業務の趣旨や目的、内容を理解した提案となっているか。	10
2 業務提案内容		
②	・提案のあったポータルサイトは、寄附者に対して認知度が高く、本県の農林水産物の魅力等訴求するものとなっている。	10
③	・業務全般を通して寄附者の利便性や操作性向上に向けた措置が講じられているか。	10
④	・寄附者情報等の管理について、適切なシステムが構築され、一元的に管理可能であり、提案するポータルサイトとの連携は適切か。	10
⑤	・寄附者からの問合せ・苦情等に対して、適切かつ責任を持った対応ができる体制が整えられているか。また、本県との連携・情報共有に対する体制が整えられているか。	10
⑥	・寄附金受領証明書等の作成及び発送、ワンストップ特例申請の受付からデータの作成について、事務は適切なものとなっているか。	10
3 業務遂行能力		
⑦	・業務遂行の実施体制は適切か。 ・個人情報や業務上知りえた情報の管理、漏洩対策及び報告が適切になされる内容か。	10
⑧	・業務の実施スケジュールが適切に組まれているか。	10
⑨	・同種業務の受託実績は十分なものか。	10
4 経費		
⑩	・所要経費の明細（サービス利用料等）が明らかで、妥当性があるか。	10
合計		100